

## 第31回学長選考会議議事概要

日 時 平成27年1月15日(木) 16時20分～17時30分  
場 所 事務局特別会議室  
出席者 國澤(議長), 櫻見, 加納, 鏡味, 青木, 川本, 中西, 林, 矢部, 向, 柴田  
欠席者 井関, 金子, 濱田  
オブザーバー 石原, 上村

議事に先立ち、議長から、本学のガバナンスの観点から、監事がオブザーバーとして出席する旨の説明があった。

### 1 前回議事確認

第30回学長選考会議 平成26年5月15日

### 2 議 事

#### (1) 国立大学法人法等の改正に伴う対応

事務局から、[資料1-1から1-3]に基づき、国立大学法人法等の改正に伴う対応について説明があり、審議の結果、次のとおりとした。

##### ① 「学長に求められる資質・能力」について

国立大学法人金沢大学学長選考規則(以下、「選考規則」という。)に「学長に求められる資質・能力」を規定することとした。

また、その内容について、各委員の意見を参考に事務局において改正案を作成し、次回の本会議において審議することとした。

なお、議長から、本件に関し更に意見がある場合は、後日文書により提出いただきたい旨依頼があった。

〈主な意見〉

- ・ 「学長に求められる資質・能力」について、選考規則に規定することはよい。ただし、その場合、大きな方向性を定めておき、選考の都度、必要となる要件を追加できるようにした方がよい。
- ・ 第1号は、形式的に見受けられ、あまり意味がないのではないか。
- ・ 第2号から第4号は、一般的で常識的な表現である。金沢大学の特色を強く示すべきである。
- ・ 第4号には、金沢大学の憲章や建学の精神を尊重するような文言を入れてはどうか。

##### ② 「学長選考の手続・方法」について

「学長選考の手続・方法」のうち意向投票について、実施回数を1回とする方向とし、詳細については引き続き検討することとした。

〈主な意見〉

- ・ 1回目と2回目の投票で投票者が変わることは好ましくなく、候補者が

何人であれ、意向投票は1回でよいのではないか。

- ・ 学長選考は学長選考会議の責任において行うものであり、意向投票の回数や投票ごとに投票者を変えることにはあまり意味がないのではないか。
- ・ 候補者が3名以下の場合、意向投票は1回とするなど、補助的な改正であれば今までの意向を尊重しながら現実に対応することになるのではないか。
- ・ 学長選考の最終的な責任は、学長選考会議にあるが、選考の資料として、意向投票により広く学内意見を聞くことは意味がある。
- ・ 意向投票は実施した方がよいと思われるが、その結果をどこまで、どういう形で学長選考会議における選考に連動させるか検討する必要がある。

### ③ 「学長の業務執行状況の確認」について

学長の業務執行状況の確認を年1回実施することとし、平成26年度の学長の業務執行状況の確認は、次回の本会議において実施することとした。

また、確認の方法について、学長による業務執行状況の説明とこれに対する質疑応答により実施することとした。

〈主な意見〉

- ・ 学長選考会議が学長を選考するので、執行状況の恒常的な確認は実施すべきである。確認の方法として、あらかじめ学長から業務執行状況に係る文書を提出させ、その上で質疑応答を行えばよいのではないか。
- ・ 確認は第三者が行うのは理解できるが、理事、部局長等の学内関係者が行ったのでは実質的な議論ができないのではないか。
- ・ 学内委員を外してはどうか。
- ・ 業務の確認であるので、フリーディスカッション的なものでよく、文書は不要ではないか。
- ・ 業務執行状況の確認は必要であり、選考規則に規定しておくことはよい。
- ・ 学長選考会議は学長を選考した責任があり、その責任は学外委員だけにあるものではない。したがって、学内委員を外すのはいかがか。
- ・ 学長選考会議では個人を選んでおり、その個人が構成員との意思疎通が図られているか、指導力が低下していないか等は、質疑応答を行えば判断できることであり、そのことから年1回程度実施することはよい。
- ・ 学内関係者も選考会議の委員であり、委員である以上は選考した責任がある。
- ・ 学長選考会議として確認するので、学内関係者も委員として参加すればよい。

次回開催予定

◎第32回学長選考会議 3月19日(木) 経営協議会終了後 特別会議室